

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和7年4月18日（金）10時12分～11時12分
- 2 場所 永田町合同庁舎7階 特別会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	安念 潤司	中央大学大学院法務研究科教授
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業パートナー弁護士

<自治体等>

田中 泰史	千葉県 総合企画部 交通・規制緩和担当部長
吉川 泰弘	千葉県 総合企画部 参事
井上 智之	千葉県 総合企画部政策企画課 戦略特区・規制緩和担当課長
今野 卓美	千葉県 総合企画部政策企画課 副参事
古谷野 久美子	千葉県 環境生活部 次長
庄山 公透	千葉県 環境生活部 次長
渡邊 岳夫	千葉県 環境生活部 環境対策監

<関係省庁>

松崎 裕司	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 課長
高橋 亮介	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 課長補佐
三ツ俣 光平	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 主査
伊藤 研二	環境省 環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官付災害廃棄物対策室 課長補佐

<事務局>

河村 直樹	内閣府 地方創生推進事務局 次長
安楽岡 武	内閣府 地方創生推進事務局 審議官

水野 正人 内閣府 地方創生推進事務局 参事官
佐藤 弘毅 内閣府 地方創生推進事務局 参事官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 災害廃棄物の処分における産業廃棄物処分業者の処理施設の活用
 - 3 閉会
-

○水野参事官 おはようございます。お待たせいたしました。

それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。

本日の議題は「災害廃棄物の処分における産業廃棄物処分業者の処理施設の活用」ということで、千葉県様、環境省様にオンラインにて御出席いただいております。

本日の資料は、千葉県様、環境省様から御提出いただいております。本日の議事も含めて公開予定としております。

本日の進め方ですが、まず資料の説明を千葉県様から5分程度、環境省様から5分程度で行っていただき、その後、委員の方々による質疑に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから「災害廃棄物の処分における産業廃棄物処分業者の処理施設の活用」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

関係者の皆様、本日は御参加いただきましてありがとうございます。

本件は、千葉県からの災害廃棄物の処分における産業廃棄物処分業者の処理施設の活用についての御提案でございます。

それでは、早速、千葉県様から御説明をお願いいたします。

○渡邊環境対策監 千葉県環境生活部環境対策監の渡邊と申します。

皆様、本日はお忙しい中、本件の提案に係るお時間をいただきまして感謝申し上げます。

早速、資料の説明をさせていただきます。次のページをお願いいたします。

まず本件提案の背景でございますが、近年、自然災害が頻発・激甚化しており、災害からの早期の復旧・復興には災害廃棄物の適正かつ速やかな処理が必要ですが、右の地図のように、千葉県は三方を海に囲まれた半島性を有しており、大規模災害発生時に孤立し、広域処理の遅延が懸念されております。

矢印の下ですが、現行制度でも廃棄物処理法において、民間事業者の産業廃棄物処理施設の活用を可能とする一定の制度的担保がなされておりますが、発災直後から十分に活用できるものとはなっておりません。

次をお願いいたします。

提案内容の説明に先立ちまして、災害廃棄物処理の概要を御説明させていただきます。スライド上段です。廃棄物処理法では、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、それぞれ施設の許可制度と施設の基準が設けられています。非常災害時の特例は赤矢印のように、一般廃棄物に分類される災害廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理することを可能とする制度でございます。

スライド中段以下ですが、災害廃棄物は通常のごみとは異なり、下の写真にあるような、木くず、瓦、廃石膏ボードなど、赤字のとおり平時に産廃として処理されているものに近い性状を有しています。

次をお願いいたします。

スライド上段の災害廃棄物処理の流れですが、仮置場に搬入されて分別・保管後、中間処分され、最終処分や再資源化がされていきます。この中間処分で民間の産廃処理施設が活用できる現行制度は2種類ありまして、まずスライド下段左側の施設種類等が限定された法15条許可対象の産廃処理施設について、事後届出で処理が可能となる法15条の2の5第2項の特例制度があります。もう一つはその右側で、写真にあるような廃石膏ボードの再生専用の破碎施設や廃畳の切断施設などの法15条許可の対象外施設について、発災後に生活環境影響調査書を添付して事前届出が必要な法9条の3の3の特例制度がございます。

次をお願いいたします。

スライド上段ですが、本県では令和元年房総半島台風などの被災経験を通じて、法9条の3の3による特例制度では、法許可対象外施設を十分活用できず、処分に時間を要したり、再資源化施設が活用できず、最終処分量の縮減につながらなかったといった課題が浮き彫りとなりました。

既存の施設でこの制度を活用する場合の問題点は大きく二つありまして、一番の問題点としては、発災後に事業者が届出をするに当たり、費用や時間をかけて生活環境影響調査書を作成する必要がある、早期の処理開始が困難なこと。民間事業者がそこまでして市町村に協力するという動機に乏しいという点です。2点目として、現に稼働している法許可対象外施設であっても、新規設置許可と同じような手続が必要となる点が挙げられます。

次をお願いいたします。

そこで本件提案でございますが、非常災害時には、千葉県内の産業廃棄物処分業の許可を受けた者の全ての施設を有効活用するため、法15条許可対象外施設についても簡易な事後届出で災害廃棄物を処理できるようにするとの特区提案を行いました。

その効果ですが、即日処理開始が可能となり、処理日数の短縮が見込まれます。また、廃石膏ボード破碎施設などの活用により、再資源化が促進されることによる最終処分量の縮減や、迅速な処理開始による被災地近隣での処理促進が見込まれます。

矢印の下になりますが、加えて県内の災害廃棄物の処理体制が強化され、本県の半島性が抱える課題が解消され、地域経済の速やかな復旧・復興、安心して暮らせる環境づくりが進むこととなります。

次をお願いいたします。

最後に、この特区提案を実現可能と考える本県の制度の特徴や仕組みについて御説明いたします。一つ目として、本県で制定している指導要綱により、民間産廃処分業者が設置する法許可対象外施設についても、生活環境の保全上の支障を生じさせないための基準を満たすことを確認して適正処理を担保しているということでございます。

二つ目といたしまして、廃石膏ボード再生施設を始めとして、県内に産業廃棄物処分業者の事業場がたくさんあり、その中に法許可対象外施設も数多く存在しておりまして、提案事業が実現可能な環境にあります。

三つ目に、業界団体の協力が得られるというところでございます。県内処理施設の情報などに深い知見を有し、災害廃棄物処理について県と協定締結済みである千葉県産業資源循環協会に協力いただくことで、適正で円滑な処理が可能となります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

次に、環境省様から御説明をお願いいたします。

○松崎課長 環境省でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、環境省の資料を用いまして御説明いたします。千葉県さんの御説明と一部重複するところがありますが、資料に沿って御説明します。

まず、このスライドは廃棄物処理法の概要でございます。廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分類されまして、一般廃棄物は市町村の統括的処理責任、産業廃棄物は排出事業者の処理責任となっております。廃棄物処理に係る主な規制ですけれども、業の許可に関しましては、一般廃棄物は市町村長、産業廃棄物は都道府県知事または政令市の市長でございます。施設の設置に関しては、いずれも都道府県知事または政令市長で行われるというものです。災害廃棄物は一般廃棄物として適正に処理する必要がございます。

次のページのスライドは、災害廃棄物処理に関する廃棄物処理法における特例の概要です。この経緯ですが、平成27年の法改正で措置されたものでございます。東日本大震災での様々な課題を踏まえまして、災害対策の強化の観点から法改正を行って、災害廃棄物処理の基本原則、関係者の役割などを定めた上で、手続の簡素化などの特例措置を設けたものでございます。

左下に主な特例の概要がございます。9条の3の2は、今回は直接関係ございませんので割愛いたしますが、9条の3の3について、災害時に市町村から委託を受けた委託業者が一般廃棄物処理施設を設置する場合の特例でございます。通常は、都道府県知事等に生活環境影響調査の結果を添付した申請書を提出するなどを行い、その後、設置の許可がなされますが、この特例を活用した場合は、平時は許可であることに対して災害時は届出により設置可能でございます。この特例活用には、事前に条例で必要事項を定める必要がございますけれども、生活環境影響調査結果の縦覧場所、縦覧期間等に関しては短縮可能であるとされております。

もう一つは15条の2の5の第2項でございます。こちらは、設置許可を得ている既存の産業廃棄物処理施設において、同一性状の災害廃棄物を処理する場合の特例でございます。通常、同条の第1項の規定で事前の届出が必要ですが、この第2項の特例により災害時は事後の届出で足りることとされております。

次のページ、今申し上げた特例の活用状況について、今年の2月に自治体を対象とした調査を実施いたしました。まず、15条の2の5第2項の特例に関する調査でございますが、特例規定を活用した自治体のうち、この活用にあたって「特に課題はない」という意見が7割程度ございました。特例規定を活用しようとした施設が法第15条の許可を必要とする産業廃棄物処理施設に記載のない施設であって、この特例規定を活用できなかったことに課題を感じていた自治体もあったということでございます。また、特例の認識が不足している自治体も1割程度ございました。

続きまして、9条の3の3の特例でございます。この特例活用の観点から条例等を制定した自治体は全体の1割弱でございました。条例等を制定した自治体は、ほかの実際の条例を参考として策定したというところがございました。また、制定を検討していない自治体では、どのような内容を定めればいいのか分からないなどの理由を挙げていらっしゃる自治体が多くございました。また、こちらについても認識不足の自治体が2割程度でございます。

次のページ、今回の御提案に対してですけれども、千葉県御提案は先ほどの御説明のとおりでございます。これに対しまして、まず一つ目の○ですけれども、災害により生じた廃棄物は円滑・迅速に処理を行う必要がございますけれども、その際は生活環境保全、公衆衛生上の支障の防止をしつつ、適正な処理を確保することが必要でございます。この重要性は災害時であっても平時と変わることはございません。15条の2の5第2項の特例の活用ができない施設については、9条の3の3の特例が活用できることとしております。

また三つ目の○ですけれども、廃掃法に規定する生活環境影響調査の記載事項を満たしているものについては、例えば、アセス法や条例で制定、実施された調査でございますけれども、これらについては、許可申請時に添付する書類として活用することができるということで、9条の3の3の特例が活用可能であるということで、この活用を検討いただければと考えております。

環境省としては、以下の2点の対応を行う予定です。まず、9条の3の3に係る特例措置における条例策定事例を環境省は策定しておりますが、これをアップデートしてより活用いただけるようにしていきたいと考えており、その活用事例を実際に共有させていただきます。

また、15条の2の5第2項の特例の活用事例についても、自治体に共有させていただくとともに、この特例が活用できない場合の事例の収集や事実確認等を行って、生活環境保全が確保されるという条件の中でどのような対応が可能か、必要な措置の検討を行ってまいります。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問や御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 それぞれどうも御説明ありがとうございました。

今の環境省様の御説明を踏まえて千葉県様にお伺いしたいと思います。まず、今ちょうど画面に表示されておりますが、15条の2の5の特例を使おうと思ったときに、何か課題になるのでしょうか。特に、千葉県の指導要綱で施設の確認を行っていく仕組みは整備されていると思うのですが、国の基準と比べて、既に生活環境の保全という観点で十分な仕組みと思われるかをまずお伺いしたいと思いました。

○渡邊環境対策監 千葉県の渡邊でございます。

今、2点の御質問をいただきまして、15条の2の5の課題ということで御指摘をいただきましたが、15条の2の5の届出につきましては、あくまでも廃棄物処理法の設置許可が必要な産業廃棄物処理施設を対象とした制度でございまして、廃棄物処理法の産業廃棄物処理施設の許可が不要とされている施設、例えば、千葉県の資料の8ページを御覧いただきまして、施設のほうは上に書いてある14種類は許可対象でございますが、下に小さくなっておりますけれども、許可対象外の施設として、例えば、品目が対象外のものとして、紙くずの破碎施設とか繊維くずの破碎施設、それから施設種類が対象外のものとして、木くずや金属の切断の施設、廃畳の切断の施設、発泡スチロールの熔融の施設、プラスチックを圧縮して減容化する施設については許可の対象外になりますので、15条の2の5第2項の特例が活用できないという課題がございます。

もう一点御質問をいただいた指導要綱の関係で、生活環境保全という観点でございますが、千葉県の資料の11ページの参考4を御覧いただけますでしょうか。環境省様のおっしゃるように、生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止というところで適正処理を担保するというのは、我々も最重要だと考えておりまして、その点については全く異論がない、同じ考えでございます。

その中で、千葉県における指導要綱でどのような生活環境保全上の趣旨を担保しているかという点でございますが、千葉県の指導要綱におきましては、法15条許可対象施設のみならず、産業廃棄物を処理する業者の中間処理施設を設置する場合には、法手続に先立ちまして事前協議を行っておりまして、その中で関係法令のチェック、協議、それから、生活環境影響調査のもう一つの目的としては、告示・縦覧の話であれば住民への周知というところもありますけれども、住民との調整においては地域の200メートル以内に居住する住民に対して説明会を開催の上、環境保全協定を締結するというところ。あと、基準のところでは生活環境保全の点がございまして、立地の基準、構造の基準、維持管理の基準を定めておりまして、県が設定したこれらの基準によりまして生活環境の保全と公衆衛

生上の支障の防止を担保していると考えております。

以上でございます。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

1点お伺いすると、先ほどの環境省様の御説明の中でも、9条の3の3の関係で言いますと、千葉県は事前に調査をされていて、実質的に必要な対応は既に実施されていて、そういう状況が全般的には存在するということによろしかったでしょうか。

○渡邊環境対策監 千葉県ですけれども、9条の3の3の活用で一般的に使える状態になっているかという御質問だと思いますが、千葉県内の実態としては、実は活用の想定が市町村においてなかなかないという認識もあって、事前に条例を制定している市町村はまだ2市となっております。

ただ、我々が考えているものは、あくまでも既存の産業廃棄物処理施設をいかに活用するかという点でございまして、9条の3の3の規定はもちろん理解させていただいておりますけれども、例えば、焼却施設を新設するといった場合には短縮して施設を設置できるようなものだと思いますが、既存の施設を設置する場合には、先ほど御説明をさせていただいたように、手間と時間がかかって、なかなかすぐに処理に着手できないという課題がございますので、そのところが一番の課題だと考えております。

以上です。

○落合座長代理 ありがとうございます。

そうしましたら、環境省にもお伺いしたいと思います。環境省資料4ページで書いていただいた点の一部について千葉県にお伺いしておりました。千葉県も色々お考えいただいております、環境省の整理に基づいて実施できる場合もなくはないとは思いますが、もっとより広い範囲というか、様々な施設を活用できるようにという観点ですと、15条の2の5が活用できず、また、9条の3の3も少し難しいというお話もあったかと思っております。このあたりはさらにそのほかの措置、特に一番下に、15条の2の5第2項の特例が活用できない場合の事例収集や事実確認、必要な措置の検討ということを書いておりますが、こういったところをもう少し御検討いただけないでしょうか。

○松崎課長 環境省でございます。ありがとうございます。

今、千葉県さんから御回答があったと思います。それは4ページの環境省の説明も念頭に置いているかと思いますが、まず9条の3の3の特例につきましては、新規の施設だけではなくて既存の施設に関しても活用することが可能でございます。9条の3の3の活用事例についてより共有していくというお話をさせていただきましたけれども、この条例は事前に制定することが可能ですので、災害の事前の備えとして条例を制定する。それによって、発災時に迅速に対応できるようにということで、この特例が設定されてございます。

だからこそ、この策定事例についてより周知を図っていくことによって、事前の準備としての条例制定が可能なのではないかと。これによって、生活環境保全の支障の防止の観

点からも担保できるのではないかと考えておりますので、9条の3の3の特例について御活用いただきたいと申し上げている次第でございます。

また、先ほど検査の御説明のところでも十分担保されているというお話でしたけれども、生活環境影響調査をこの特例の中で添付するということですが、生活環境影響調査書としてということではなくて、これに相当するものとして確認できるものがあるのであれば、それを添付いただくことで対応可能だということもこちらの三つ目の○で申し上げておりますので、そちらのほうも活用いただければと考えてございます。

先ほど委員からの御質問でございましたけれども、15条の2の5の特例の活用事例の関係で、活用できない場合の事例収集、事実確認とありますが、実際にこれが活用できない場合、それぞれ色々な種類の施設、対象品目もございますし、一方で、これを9条の3の3で活用されている事例もございますので、それらを丁寧に確認していくことがまず必要かなと思っております。そこで、事実関係などを整理した上で、必要な措置があるのかを検討していきたいと思っております。

○落合座長代理 どうも御説明ありがとうございます。

一つ、ここの事例確認をしていただける側面はありそうということで、その点は感謝を申し上げたいと思います。

一方で、9条の3の3が利用できるかどうかが残っている点と思います。千葉県においては条例をつくることについて、現実的な支障があるのでできていないのではないかと推測しますが、どういう御認識かをお伺いしたいと思いました。

また、生活環境影響調査の代替ができるとおっしゃられていた部分ですが、今、実際に代替できる状況なのかどうかを改めてお伺いしたいと思いました。

○渡邊環境対策監 千葉県でございます。

まず1点目の市町村の条例制定の関係でございますけれども、法9条の3の3に関する市町村条例の制定は、確かに未制定の理由を本県でも県内市町村にアンケート調査を実施いたしました、やはり条例改正のきっかけがないという回答が非常に多くて、また、これまでに活用についての検討がされていないといった回答が多くを占めておりました。

これは、市町村においてこれまで大規模災害を経験していないことや、必要に迫られる事態が生じておらず、特例規定に関する認識が進んでない点も挙げられると思っております。その点につきましては、県としてもしっかりと市町村に情報提供をしていって、そちらのほうは理解を深めていきたいと考えております。

もう一点、ミニアセスの代わりがあるのかないのかという点でございますが、本県におきましては、例えば、環境省様御指摘の環境影響評価の条例におけるアセス書みたいなものというお話もありましたけれども、本県では、アセス条例の対象としているのは環境影響の程度が大きい最終処分場と焼却施設でございます、それ以外の廃棄物処理施設についてはアセス条例の対象外になっていて、そういった代わりになる書類はないところです。指導要綱におきまして、廃棄物処理法で求められる生活環境影響調査書と同等のものを

提出させているわけではありません。実際の環境測定をして、その予測評価をするところまでを全ての施設に求めているわけではございませんので、本特例の活用の際に添付可能な書類はないという状況でございます。

2点、以上でございます。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

そうすると、現実的に、この条例を作っていくという話を色々な自治体で行っていくことは、実務的な困難が多くあり、また、既に代替できる場合がなくはないものの、千葉県が御提案されているような全般的な特例になるような、そういう根拠規定として9条の3の3を使うことはいずれにせよ難しいということだと思いました。先ほど15条の2の5についても適用できない場面があるということでしたので、環境省のほうで色々お考えいただいていたところもあるとは思いますが、さらにもう一段、今回の提案も踏まえて、環境省に御検討いただいたほうがいいかと思いました。最後は意見です。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、堀委員、お願いします。

○堀委員 ありがとうございます。

私のほうからも、今回、9条の3の3の特例を使う場合に、環境省様のほうで条例を定めた事例などを公表しながら、皆さんに条例を定めてもらって、生活環境影響調査の公衆縦覧をやっていただければ9条の3の3が使えるのだから、それを広くお使いいただければいいというお答えに見えるのですけれども、9条の3の3は事前届出が必要であることは変わらないわけですし、また、生活環境影響調査書が既にあることが前提としても、発災時にその施設を使いたいという場合にはそこから公衆縦覧が必要になるのでしょうか。手続として理解が違ったら環境省さんに教えていただきたいのですけれども、今の9条の3の3を前提とすると、発災時に即座に瓦礫等を許可対象施設で受け入れるのは難しいのではないかと思ったのですが、それでもなおこの手続で十分だということなのか、落合委員への御回答にも一部ありましたけれども、本当にこれで足りるのかなということをいま一度確認させていただきたいと思いました。

○中川座長 環境省様、お願いします。

○松崎課長 環境省でございます。ありがとうございます。

9条の3の3についてでございますけれども、公告・縦覧に関しては、この適用に関しては必要とはなりますが、具体的な方法や期間も含めて短縮するなどの措置は可能と考えております。ですので、このあたりに関しては、発災後の状況も踏まえて柔軟に設定いただければと考えてございます。

もちろん発災後の速やかな措置、迅速性は大変重要ではあるのですけれども、一方で、それぞれの災害廃棄物処理施設における生活環境の保全も大変重要でありますし、施設の周辺の住民の方々に対する説明責任を果たすという観点でも、必要な手続というのは重要

かなと思っております。このあたりは、処理を行う地域の安全の確保、生活環境の保全と災害時における迅速な対応の両方が求められることとなりますけれども、その点に関しては先ほど申し上げたように、その状況に応じて、公告・縦覧の場所とか期間について柔軟に対応することを我々としても通知の中でもお示しさせていただいておりますので、この点は、どちらが優先ということではなくて、両方を満たしつつ災害廃棄物の処理を行っていくことが大事かなと思っておりますので、その点は御理解いただければと思います。

以上です。

○中川座長 堀委員の質問で、公告・縦覧は発災後ではないとできないのかというのがあったと思うのですが、要は発災した後に一般廃棄物を受け入れる施設だということを事前に縦覧しておくことはできなくて、発災後に受け入れる際に急いで公告・縦覧しないといけないというお答えなのでしょうか。

○松崎課長 先ほど私が申し上げたように、こちらの公告・縦覧は発災後というふうに認識しております。その際に、公告・縦覧に関する期間に関しては、それぞれの実情に応じて短縮することも可能であると先ほど申し上げたところでございます。

○堀委員 ちょっと分からないのが、何が発災後にやらなければいけないことで、発災前にやっておくことが可能なものもあるのかどうかなのですかけれども、例えば、条例というのはあらかじめ制定しておくことができるのかなと思っていたのですが。

○松崎課長 それはそのとおりです。

○堀委員 発災後に公衆縦覧の期間を短縮することもできるというお話もありました。非常災害時で公衆縦覧の期間を少なくしたいという場合には、そこで条例を改正しないといけないということになるのでしょうか。

それから、公衆縦覧をあらかじめやっておくということであれば、発災後にはもうここでというふうに決めておくこともできると思うのですが、そうではないとすると、公衆縦覧が発災後であることが、混乱の中でどれだけの方々が縦覧を御覧になるのかというのも実効性も不明ではありますが、そうしたことが形式的に必要だということになりますと、災害時の対応としてはどうしても後手後手になってしまうのかなと思います。縦覧の期間を短縮することや実際の公衆の縦覧というのは、あらかじめ条例を定めておいたとしても発災後になるということで、お答えとしてはよろしいのでしょうか。

○松崎課長 ありがとうございます。

私の説明が分かりにくくて恐縮です。

条例の制定は事前に定めることができます。その中で、9条の3の3に関する縦覧の場所とか期間に関して設定することができまして、その際に、発災時における特例でございますので、場所や期間に関しては柔軟な設定をすることができるというものでございます。ですので、事前の条例の制定の中で、これが必要であるという状況を想定した上で、期間を短縮した上で条例を制定することはできるというものでございます。

○堀委員 ただ、届出や縦覧は、発災後、事前届出、受入れの前になるわけですかね。色々

と心配な部分があるというのは理解したのですが、千葉県様に御質問させていただいてもよろしいでしょうか。

○中川座長 どうぞ。

○堀委員 今回、何でもかんでも受け入れるという話ではなくて、事例として必要性が高い廃石膏ボード、瓦、畳の廃棄物について事後届出で処理ができればいいという話もありました。この3品目について、取り急ぎ優先させるということでもよろしいでしょうか。それ以外も含めた全体についての措置を御希望されているのでしょうか。千葉県様、いかがでしょうか。

○渡邊環境対策監 お答えさせていただきます。千葉県の渡邊です。

10ページを御覧いただきたいと思うのですが、ストレートにお答えいたしますと、要はどのような災害でどのような施設が実際に必要になるかというのは、災害ごとに想定し切れるかという想定し切れない部分もあります。その場合において、まず今回の提案としては、千葉県内の産業廃棄物処分業者が現に適正処理を行っている施設については全て活用させていただけるような形にしていきたいと考えております。やはり種類とか規模とかいう様態は様々でございますので、全ての施設が使用される可能性があるというところでございます。

特に、先ほど言った廃石膏ボードとかに限らず、令和元年の災害時の振り返りをしただけでも、いろいろな施設、廃畳の繊維くずの施設であるとか、繊維くずの切断施設であるとか、ガラスの破碎施設、廃蛍光灯の破碎施設とか、今後考えられるのは、例えば、ガラスの太陽光パネルの破碎とか、剥がす施設であるとか、ここにあるようなものについては、15条の2の5の第2項の特例が現時点では使えない。先ほどからのお話のように、9条の3の3の特例においても、発災後すぐに活用することができないというところなので、このところは全ての施設が使用される可能性があるので、特定することは現段階では難しいので、広く対象とさせていただきたいというのが今回の提案でございます。

以上です。

○堀委員 そうすると、広くという環境省さんはどんなものがあるのか分からないので、施設ごとに影響調査をしてくださいとなってしまうのかなと思いました。何か解がないのかなと思って話を聞いていますが、例えば、優先度が高いもの、色々なものがあるというのは伺いましたが、石膏ボードであるとする許可対象外施設のこの破碎施設が使える、瓦礫や瓦や畳についてはこの瓦の破碎施設、畳の切断施設が使えるのではないかな。ボリュームのようなものも見ながら、自治体の判断で処分先を見付けていくことがもし一部でもできるのであれば、廃棄物処理法が地域の環境保全を趣旨としているのであれば、自治体の判断と責任において、実態に即して生活環境保全上必要な措置を講じれば、事後届出で処理することもできるという形で、特区制度において試行的に実施することも有用なのではないかと思いましたが、環境省様、いかがでしょうか。

○松崎課長 環境省です。ありがとうございます。

まず、先ほど委員からおっしゃっていただいた件ですけれども、今回の千葉県さんからの御提案ですけれども、災害時における廃棄物の適正な処理を大前提として円滑、迅速に行うというのは、千葉県さんだけにかかわらず、全国でどこでも災害は起こり得るものと我々は強く認識しておりまして、災害廃棄物への対応というのは、4ページ目に記載していますけれども、今後の対応について、これは千葉県さんにかかわらず、全国共通の対応だというふうに我々としては念頭に置きながら進めていく必要があるなと認識しております。

これまでの議論でいくつかキーワードとして出てきたのは、迅速にというか、発災後速やかにというお話がございました。発災後速やかに対処していくことはもちろん重要で、その上で適正にということも重要だというのは繰り返し申し上げてきたのですが、実は災害が発生したときに、被災地で災害廃棄物が一度に大量に出るのですが、具体的なオペレーションは、千葉県さんもよく御存じだと思いますが、処理施設に被災した場所それぞれから持っていくのではなくて、一旦出てきたごみを仮置場というところに一度集約するのです。被災場所で発生した片付けごみを仮置場のほうに持って行って、そこでは分別するエリアを設けて、仮置場のほうにためていく。その後、種類ごとに出していくというプロセスが必要になります。ですので、そのプロセスをした上で、仮置場から品目ごとに処理する先を確保して出していくという流れになります。

公告・縦覧の期間の短縮も申し上げましたけれども、全体のオペレーションがそういう形でスムーズに物が流れるように進めていくための準備と運営をしていく一方で、公告・縦覧に関しても短縮した上で、段取りとしては説明責任が果たせるように、その上で短縮して行うことを同時並行で進めていくことで、全体のオペレーションが詰まることなく対処することは可能であるのではないかなと考えております。

この点に関しましては、千葉県さんは令和元年台風で色々経験されてきているのですが、ほかの地域でも発生した場合は同じように仮置場を設置してやっていくことは必ず必要になりますので、環境省としては、現場のオペレーションを迅速に行いつつ、実際の法的な段取りについても速やかに行えるようにということで、周知をするときには初動対応のオペレーションが両方並行して迅速に行われるように周知していきたいと考えております。

○堀委員 2点、最後は意見でございますけれども、災害が起きてから物流についての段取りも取るのだから、法的な手続についても並行して進めれば、時間がかかってもよいというのは、混乱の中でなるべく後で考えるべきことは少なく、前もって備えるべきことはやっておくという観点からすると、若干前倒しで色々なことができるように制度も考えていくべきではないかなと思います。

全国一律で色々と共有いただくという環境省資料4ページの施策も大事だと思うのですが、千葉県の特区内での御提案はやはり真摯に御検討いただきたいなと思っておりまして、特区だからこそできることがあるのではないかなと思ったものですから、2点、最後に

意見まで申し上げます。引き続きの協議をお願いしたいと思います。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

安念委員、お願いします。

○安念委員 素人の本当にばかな質問で恐縮なのですが、千葉県さんに教えていただければと思うことがあります。

畳の件なのですが、最近の住居は本当に畳がなくなってきたと思うのですが、非常災害のときにそんなに畳は出るものなのか、実際の御経験としてどうなのかを伺いたいのと、もう一つ、これも本当にばかな質問で恐縮なのですが、産廃としての畳というのは出るものなのですか。もしあるとすれば、どういうものか実例を教えていただければと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○渡邊環境対策監 千葉県でございます。

畳というのは災害時にかなりの量が発生するものでございます。水害とか、令和元年台風においても屋根が壊れて窓が壊れて濡れた畳が相当量排出されまして、やはり大量に出てくる。これは仮置き場に置きっ放しにして濡れますと、後の処分が非常に厄介なものでございまして、限られた屋根のあるところに速やかに搬出をしてリサイクルに回すという手段が一番適しておりまして、そういう性状のものでございます。

ふだん産業廃棄物として排出されるものといましては、家屋の解体時に畳が使われているところで、天然の畳であれば繊維くずという分類、合成のものであれば廃プラスチック類に産業廃棄物としては分類されてくるようなものでございますが、そういったものは排出されておりまして、処理をしていかななくてはいけないものでございます。

ちなみに、畳の発生量でございますけれども、令和元年房総半島台風における発生量として1,951トンという形になっております。

以上でございます。

○安念委員 勉強しました。ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。

私も分からないので教えてください。

環境省様にお伺いしたいのですが、今までの委員とのやりとりで、9条の3の3の使い勝手が悪いのではないかという印象を私は持ったのですが、環境省様の資料で熊本等の例が挙げられているのですが、9条の3の3を使って処理をしたのは熊本以外にもよく使われているものだという認識でよろしいのでしょうかというのが1点です。

2点目は、15条許可の対象とならない産業廃棄物施設については、廃棄物処理法上の施設としての要請はないように思うのですが、それが被災時に被災ごみみたいなものを受け入れるとなった途端に、条例を定めて公告・縦覧が必要だと突然になってしまう。

千葉県様のように、15条許可と同じようなもの、要綱で担保しているものに対して、平時でも被災時でも環境保全は必要だということですが、被災時に環境ごみを受け入

れますというのは期間が限られているものですから、永遠に環境にインパクトを与えるものではないように思うのですが、それでも条例を定めて、被災した後に公告・縦覧をしなければならないということを求めるというのは、やりとりを聞いていて、過重なことを求めているように思うのです。

それを実態に即して何らかの対応をいただくことが、災害というのはランダムに起こるので、市町村の意識が低いから条例を定めればいいではないかといっても、そこまで至らない市町村があるというのはそのとおりだと思うのです。それに対して条例を定めろ、さらに環境影響評価についても公告・縦覧を事後にやれというのは、やや使い勝手が悪いと言いますか、厳しいことを求めているように思うのです。

先ほどの熊本以外にもよく使われているような条項なのかということを含めて、少しほわっとした質問になってしまいましたけれども、一言お答えいただければと思います。

○松崎課長　ありがとうございます。

まず、9条の3の3の活用事例で熊本市の事例を7ページに挙げていますが、この事例以外に、具体的なところまではあれですけれども、ほかに2例、東日本台風で活用された事例がございます。1点目の御質問については以上となります。

その後の御質問の件ですけれども、生活環境保全に支障がないようにするということが災害時の適正処理を前提として、円滑、迅速にということのバランスだというのは、我々もいつも認識しております。その上で、今御指摘いただいた点で言うと、平時の廃棄物の出方とそれぞれの施設での処理のされ方ということと、災害が発生したときに一度に大量に廃棄物が出てきた中でそれを処理するというのは、例えば、その施設で扱う品目が同じであっても状況は同一なものではない。もちろん期間限定で1年か2年か、規模によって違いますけれども、処理が終わったらそれが終了するという意味では永久のものではないのですが、平時の状況と災害時の状況と共通する部分もあれば違う部分もあるということもよく認識した上で対処していく必要があるかと考えております。

その点ももろもろ含めて、4ページ目のところに記載しておりますけれども、最後のポツで、特例を活用できない場合の事例収集、事実確認を行って、共通する部分、違う部分、あとは9条の3の3が活用された事例もございますので、そういう事例の実態を踏まえた上で措置の必要性について検討していくと今回書かせていただいております。

以上です。

○中川座長　ありがとうございます。

環境省様のほうでもこのような対応をいただけるということについて理解したのですが、特に今回は特区としての提案をいただいておりますので、是非千葉県様の要綱で基本的に15条許可のような実質が担保されていることを前提にしながら、そういうものについてはより迅速な対応ができるのではないかとということも含めて御対応いただけたらと思っております。

そのほか、御意見や御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

ありがとうございました。

本日の議論を踏まえまして、大きな論点は次のことではないかと思いました。

まず、法９条の３の特例です。必要な条例を定めた上で生活環境調査を実施し、調査結果を公衆に縦覧することで届出で可とする特例の活用についてです。これについては、環境省によれば、条例等に基づくもので法の求める事項を満たしていれば、それを生活環境影響調査として活用できるということでした。ただ、千葉県様としましては、アセスのものについてはそれを廃棄物処理法の９条の３の３に使うことは困難だという認識が示されたと思います。

そういうことを踏まえて、本日の議論を踏まえまして、条例や指導要綱が法の求める調査に代わるものとなっているのか、そのために必要なものがあるのか、千葉県と環境省の間で調整をいただき、生活環境の保全とのバランスを取りながら産業廃棄物のより一層迅速で円滑な処理を行う方法として、具体的にどのようなものが考えられるのか、内閣府の事務局が間に入りつつ、関係者の間で検討を進めてください。

その際、廃棄物処理法が地域の生活環境の保全を趣旨としているのだとすれば、特区の特例として実証を行う、実験を行うことを視野に入れて検討いただければと思います。特に環境省におかれては、特例の活用ができない事例収集及び事実確認を行い、必要な措置の検討を行われるということです。今回の御提案を踏まえながら、千葉県を始め自治体のニーズに合った形でどのようなことができるのかをスケジュール感を含めて御検討いただきますようお願いいたします。

ほかに御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、これをもちまして「災害廃棄物の処分における産業廃棄物処分業者の処理施設の活用」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。

関係者の皆様、ありがとうございました。